

# 第9編 農地編

# 第9編 農地編

## 第1章 農用地造成工

### 第1節 適用

#### 1-1-1 一般事項

1. 本章は、農用地造成、農地造成工及び水兼道路工の工事に適用する。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編及び第6編道路編の規定によるものとする。
3. 請負者は、工事着手前に発注者が確保している工事用地等については、監督員の立会のうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。  
なお、工事施工上、境界杭が支障となり紛失等のおそれのある場合については、控杭を設置しなければならない。
4. 検測又は確認  
請負者は、検測又は確認を下表の作業段階で受けなければならない。

表8-1-1 検測又は確認

工種	作業段階	確認事項	備考
基盤造成工	基盤造成中	軟岩高さ	
〃	〃	軟岩置き換え範囲	
〃	基盤整地後	基準高	切土標高の確認
〃	盛土のり転圧	まきだし厚・転圧回数等の確認	
土層改良工	石礫除去	石礫除去量の確認	

5. 着工準備  
請負者は、工事着手前に極力地区外排水の地区内への流入を防ぎ、なるべく地区内をドライな状態で施工できるようにしなければならない。また、施工にあたっては、地区周辺の既耕地、河川、ため池等に土砂が流入しないよう努めなければならない。
6. 施工順序  
請負者は、工事内容により施工の基本工程を検討のうえ、分割ブロック、防災施設の施工計画、仮設工事の施工計画、主要機械の搬入搬出計画、関連工事との工程調整等を考慮し、施工現場にもっとも適した施工方法、施工順序を決定しなければならない。

### 第2節 農用地造成工

#### 1-2-1 刈払い

1. 請負者は、工事着手手前に造成地区の外周境界を旗等により表示し、監督員の確認を得なければならない。
2. 請負者は、造成地区内の不用な稚樹、灌木、笹、雑草等を刈払機、チェーンソー等により、刈払いしなければならない。

3. 請負者は、防火帯の刈払い作業にあたって、造成地区境界線より内部へ所定の幅で防火帯を設け、防火帯内の稚樹、灌木、笹、雑草等を地際より刈払いして区域内に集積しなければならない。

#### 1-2-2 抜根、排根

1. 請負者は、根ぶるい、反転等により樹根の付着土を極力脱落させなければならない。
2. 請負者は、抜根跡地について、沈下の生じない程度に埋戻しを行い、周辺の地盤とともにできるだけ平らに均すようにしなければならない。
3. 請負者は、排根作業にあたって、表土の持ち去りを極力少なくするよう注意しなければならない。
4. 排根の推積場所は、**設計図書**に示すものとし、排根は処理場に搬出するものとする。

#### 1-2-3 暗渠排水工

1. 請負者は基盤造成着手前に谷部及び湧水部には、図面に示す暗渠排水工を施工しなければならない。
2. 請負者は現地確認の結果、図面に示す暗渠排水工の計画以外の箇所において、暗渠排水工の必要があると認められるときは、監督員に報告し、その処理法について監督員と**協議**しなければならない。

#### 1-2-4 基盤整地

1. 請負者は、基盤整地の仕上がり標高について、計画平面図を目標として施工しなければならない。
2. 請負者は、切土法面及び盛土法面が混在する場合の法こう配は、原則として盛土法面に合わせなければならない。また、法勾配については、**設計図書**によるものとする。
3. 請負者は、盛土部のうち防災上必要な場所は、段切り等により原地盤になじみ良く施工しなければならない。
4. 請負者は、造成面をほ場全体としてみた場合、中だるみがないよう施工しなければならない。
5. 請負者は、基盤造成中に次の事項が生じた場合は、監督員と**協議**のうえ処理しなければならない。
  - (1) 岩盤又は転石等がでた場合。
  - (2) 耕土として不適当な土質がでた場合。
  - (3) 多量の湧水がでた場合。

#### 1-2-5 雑物及び石礫除去

1. 雑物及び石礫除去は、耕起と同一範囲とする。
2. 請負者は、耕起作業の前後及び砕土作業の後、表面に現れた石礫を取り除かなければならない。
3. 請負者は、根株、木片、枝葉等を耕作に支障のない程度に除去しなければならない。
4. 雑物及び石礫の処理場所は**設計図書**によるものとする。ただし、雑物で燃える物は処理場に搬出するものとする。

#### 1-2-6 耕起

1. 請負者は、耕起にあたって造成面の乾燥状態を把握のうえ、十分に耕起できる状態で行わなければならない。
2. 請負者は、耕起にあたって**設計図書**に明示する耕起深を確保するため、しわ寄せ、攪拌又は反転を行わなければならない。

3. 請負者は、ほ場の隅及び方向転換箇所、不耕起が生じないように注意して施工しなければならない。

#### 1-2-7 砕土

1. 請負者は、砕土にあたって、適切な耕土の水分状態のときに行い、砕土及び土壌改良資材との効果的な混合を図らなければならない。
2. 請負者は、ほ場の隅及び方向転換箇所等に、不砕土箇所が生じないように注意して施工しなければならない。
3. 砕土作業においては、耕土の極端な移動及び施工むらがあってはならない。

#### 1-2-8 土壌改良資材の散布

1. 請負者は、使用する土壌改良資材が資材肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく場合、監督員に保証票を提示しなければならない。
2. 土壌改良資材の1ヘクタール当たり使用量は、**設計図書**によるものとし、請負者は、所定量を均等に散布するように留意しなければならない。
3. 請負者は、土壌改良資材を2種類以上同時散布する場合、極力均等に散布がなされるよう層状、交互に積込みを行って施工しなければならない。
4. 請負者は、強風で資材が飛散するようなとき、施工してはならない。
5. 請負者は、資材の保管にあたって、変質しないよう十分湿気に注意しなければならない。

#### 1-2-9 のり面植生

1. 播種する種子の種類、量、時期、発芽率については、**設計図書**によるものとする。
2. 請負者は、播種後、発芽に要する時期を経過した時点で発芽不良箇所が生じた場合は、再施工しなければならない。

## 第2章 ほ場整備工

### 第1節 適用

#### 2-1-1 一般事項

1. 本章は、準備工、整地工、道路工、水路工、暗渠排水工の工事に適用する。
2. 本章に特に定めがない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

### 第2節 準備工

#### 2-2-1 準備工

請負者は、工事着手前に極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、施工にあたってはなるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態で施工するものとする。なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなければならない。

#### 2-2-2 施工順序

1. 請負者は、雑物除去、仮設工（仮設道路・仮排水路・旧水路撤去・旧道路撤去）、整地工、道路工（のり面整形、不陸整正、路盤工）及び水路工（排水路、幹線用水路、支線用水路、排水小溝）等を検討し、施工現場に最も適した施工方法、施工順序を決定しなければならない。
2. 整地工における作業工程は、以下の工程を標準とする。
  - (1) 表土扱いのある地区  
表土はぎ取り→基盤切盛→畦畔築立→基盤整地→表土戻し→表土整地
  - (2) 表土扱いのない地区  
基盤切盛→畦畔築立→基盤整地

### 第3節 整地工

#### 2-3-1 表土はぎ取り

1. 請負者は、表土はぎ取りにあたって、監督員の立会で現況表土の厚さを確認しなければならない。
2. 請負者は、表土はぎ取りにあたって、雑物等が混入しないよう注意しなければならない。
3. 請負者は、表土の飛散や基盤土の混入を防止し、集積した表土が降雨等により流亡しないよう留意しなければならない。

#### 2-3-2 基盤切盛

1. 基盤切盛は、原則として地区内流用とし、地区外流用がある場合は、**設計図書**によるものとする。
2. 請負者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように施工しなければならない。
3. 請負者は、基盤切盛施工にあたって、常に良好な排水状態を維持しなければならない。

#### 2-3-3 盛土部沈下の防止

請負者は、盛土高さの大きい箇所又は水路埋立箇所など沈下が予想される箇所について、特に入念に施工しなければならない。

#### 2-3-4 畦畔築立

1. 請負者は、計画耕区の**設計図書**に明示された境界線に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に仕上げなければならない。

2. 畦畔用土は、原則として基盤土を流用するものとする。

#### 2-3-5 基盤整地

1. 請負者は、基盤整地にあたって、耕作に支障のない均平度を保つよう仕上げなければならない。
2. 基盤整地は、用水路側が排水路側より高くなるよう仕上げるものとする。

#### 2-3-6 表土整地

1. 請負者は、基盤整地仕上げ完了後、監督員の確認を得なければならない。
2. 請負者は、表土戻しにあたって、表土に基盤土が混入しないよう注意して施工しなければならない。
3. 請負者は、表土整地にあたって、耕作に支障のないよう**設計図書**に明示する表土厚さを確保し、均平に仕上げなければならない。

#### 2-3-7 進入路の設置

1. 請負者は、耕作に支障のないように進入路を設置しなければならない。
2. 進入路用土は、原則として基盤土を流用するものとする。

#### 2-3-8 整形仕上げ工

1. 請負者は、指定された勾配で、のり面の安定を欠くおそれのある場合および転石等でのり面の不陸を招くおそれのある場合、監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、土質の変化や切土と盛土ののり面の連続により、のり勾配が変わる箇所の取付けは、なじみよく施工しなければならない。
3. 請負者は、水平な面を施工する場合、平坦に締固め、排水が良好となるよう施工しなければならない。

### 第4節 道路工

#### 2-4-1 一般事項

1. 請負者は、道路用土について、原則として基盤土を流用しなければならない。  
ただし、土質の状態により基盤土の流用が不相当と認められる場合は、監督員と協議しなければならない。
2. 請負者は、道路盛土にあたって、排水を考慮し泥ねい化の防止に努めなければならない。
3. 請負者は、路面仕上げにあたって、中央部を高くし必ず横断こう配を付けなければならない。  
なお、横断こう配は**設計図書**によるものとする。
4. 請負者は、敷砂利の施工にあたって、敷厚が均一になるように仕上げなければならない。

### 第5節 用・排水路工

#### 2-5-1 一般事項

1. 請負者は、用・排水路の施工にあたって、ほ場高等の変更による手戻りがないよう留意して施工しなければならない。
2. 請負者は、用・排水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取除き、入念に締固め規定の断面に仕上げなければならない。

#### 2-5-2 耕区の水取施設

耕区用水の水取施設は、原則として**設計図書**に明示する位置に設置するものとする。

なお、現地に適合しない場合は、監督員と協議するものとする。

## 第6節 暗渠排水工

### 2-6-1 掘削及び配管順序

1. 請負者は、掘削にあたって、ほ場面の高低及び地耐力を考慮し、設計図書に明示する深さ、こう配に施工しなければならない。
2. 請負者は、掘削にあたって、集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向かって施工しなければならない。
3. 配管は、上流から下流に向かって施工し、各連結部を円滑に接合しなければならない。ただし、自動埋設機械を使用する場合の埋設方向はこの限りではない。また、溝底部が凹凸、蛇行のないよう施工しなければならない。
4. 請負者は、溝底部が軟弱又は泥水状態にあり、暗渠排水の効果が阻害されるおそれのある場合は、監督員と協議のうえ阻害防止の措置を講じるものとする。

### 2-6-2 被覆材

請負者は、被覆材について、圧密後の状態で設計図書に明示する厚さを確保し、かつ管体を十分被覆するよう施工しなければならない。

### 2-6-3 泥水流入の防止

請負者は、管の上流端について、キャップを用い土砂の流入を防がなければならない。

また、布設作業を一時中断するような場合は、管に栓をして泥水の流入を防がなければならない。